

中巨摩地区広域事務組合勤労青年センター 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

□管理研修棟

基本的事項

施設管理及び事業実施や施設利用において感染拡大防止上必要な事項

○3密の回避

① 「密閉」の回避（換気の徹底）

- ・館内のフロア、トイレ等の各部屋については、換気扇を常時稼働した状態で利用すること。また、可能な限り窓を開けた状態で利用し、30分に1回5分間、2方向以上を同時に開けて換気を行うこと。

② 「密集」の回避（施設内の混雑の緩和）

- ・1回の利用時間は、2時間以内とすること。
- ・1団体による練習利用を主体として、大会等のイベントは行わないこと。
- ・各施設の利用は、以下のとおり人数制限を行うこととする。

施設名	区分	利用人数
管理研修棟	1階集会室	10名
	1階講習室	5名
	2階娛樂室	10名
	2階音楽室・小会議室	5名

③ 「密接」の回避（人と人との距離の確保）

- ・近距離での会話や発声をしないこと。

※ 感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けることが適当である。

○その他の感染防止対策

①来場の制限

【利用者の対応】

- 1) 利用前後の駐車場での集団密集
 - 2) 利用者全員の連絡先の記入
- ・次に該当する者は来場しないこと
- 1) 風邪の症状（発熱【平熱より1度以上が目安】、咳やのどの痛みなど）、嘔吐・下痢などの症状がある場合
 - 2) 同居家族や身近な知人に感染を疑われる方がいる場合
 - 3) 過去14日以内に感染が引き続き拡大している国、地域への渡航歴がある場合

②マスクの着用

- ・利用者へマスク着用の周知、徹底を図る。ただし、運動中マスクを外す場合は、最低2mの距離をとるように促す。

【利用者の対応】

- ・利用者はマスクを持参すること。入退場、休憩等の運動・スポーツを行っていない間、及び、見学者については、マスクを着用すること。（運動・スポーツ中のマスクの着用は利用者等の判断によるものとする）

③石鹸による手洗い

- ・利用者へ施設の利用前後やトイレの利用後など、石鹸によるこまめな手洗いを周知する。

【利用者の対応】

- ・施設の利用前後やトイレの利用後などは、石鹸によるこまめな手洗いを行うこと。

④体調チェック

- ・利用調整会議や予約受付の時に、施設を使用する前に利用者同士で検温・体調確認等の励行を案内する。

【利用者の対応】

- ・利用者は、検温をしてから来場すること。又、風邪の症状（発熱【平熱より1度以上が目安】、咳やのどの痛みなど）、嘔吐・下痢などの症状がある場合は来場しないこと。
- ・利用者は、活動開始前に利用者同士で体温や健康状態を確認すること。発熱等の風邪の症状や体調がすぐれない人がいたら帰宅させる等の処置をとること。

⑤トイレの衛生管理

- ・トイレの利用方法、利用後の手洗い等を表示する。

【利用者の対応】

- ・トイレの利用後は必ず汚物を流すこと。又、洋式トイレは蓋を閉めること。
- ・手洗いは石鹸を使って行い、持参したハンカチ・タオル、又は手拭き用ペーパーを使用すること。

⑥スポーツ用具の管理

- ・スポーツ用具の貸出返却後は、必ず、消毒作業の実施すること。

【利用者の対応】

- ・利用者はなるべく所有するスポーツ用具を持参して運動・スポーツを行うこと。やむを得ず共用するスポーツ用具を利用するときは、手が触れる箇所を工夫して最低限にすること。

⑦チェックリスト

- ・ガイドラインを遵守しているかを確認するため、新型コロナウイルス対策に関する各項目について、チェックリスト等の作成を依頼する。

【利用者の対応】

- ・利用団体代表者は、施設の使用後チェックリストを記入して、提出すること。

⑧構成市町及び甲府市外者の利用制限

- ・構成市町及び甲府市外者のみで構成される団体の利用申請は受け付けない。

⑨その他

【利用者の対応】

- ・スポーツ施設を利用するときは、消毒液、を持参すること。なお、ハンカチ・タオルの共用はしないこと。
- ・飲食については、原則、水分補給以外は禁止する。
- ・運動・スポーツの種類に関わらず、各種目の上位団体が作成したガイドラインを参考に活動すること。

⑩感染者発症時の施設管理者への報告

【利用者の対応】

- ・利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。又、濃厚接触者となった場合についても報告すること。